

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和5年1月27日(2023.1.27)

【公開番号】特開2022-1135(P2022-1135A)

【公開日】令和4年1月6日(2022.1.6)

【年通号数】公開公報(特許)2022-002

【出願番号】特願2020-106570(P2020-106570)

【国際特許分類】

A 6 3 F 5/04 (2006.01)

10

【F I】

A 6 3 F 5/04 6 3 1

【手続補正書】

【提出日】令和5年1月19日(2023.1.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

複数の図柄を複数列に変動表示可能な変動表示手段と、

当籤役を決定する当籤役決定手段と、

前記当籤役決定手段による決定結果と遊技者の停止操作とに応じて図柄の変動表示を停止させる停止制御手段と、

遊技者に有利な停止操作の情報を報知可能な有利状態を制御する有利状態制御手段と、を備え、

前記有利状態は、前記有利状態の実行状態である第1状態と、前記有利状態の延長可否決定を行うことが可能な第2状態とを含み、

前記有利状態制御手段は、前記第1状態が終了した場合に前記第2状態に移行させることができるとともに、前記第2状態において前記有利状態を延長することが決定された場合に前記第1状態に移行させることができ、

前記第1状態では、特定付与条件の成立に応じて特定値を付与することが可能であって、前記特定値の累積した付与結果に応じた段階を設定することが可能であり、

前記第2状態では、設定された前記段階に応じた有利度合いで前記延長可否決定を行うことが可能であり、

さらに、前記第1状態では、前記特定値の累積した付与結果にかかわらず、設定される前記段階を最高段階とする旨を決定することが可能であり、

前記最高段階ではない前記段階として、所定段階と、前記所定段階よりも高い前記段階である特定段階とを有し、

前記所定段階が設定された場合よりも、前記特定段階が設定された場合のほうが、前記第2状態において前記延長可否決定が行われる機会が増加し得るように構成され、

前記停止制御手段は、前記当籤役決定手段が所定役を当籤役として決定した場合、正解態様にて停止操作が行われた場合には所定数の遊技価値が付与され得る図柄組合せを表示させる一方、前記正解態様とは異なる態様にて停止操作が行われた場合には前記所定数の遊技価値が付与され得る図柄組合せを表示させないことが可能であり、

前記有利状態は、前記当籤役決定手段が前記所定役を当籤役として決定した場合に前記正解態様が報知され得る状態であり、

前記特定付与条件は、前記当籤役決定手段が前記所定役を当籤役として決定した場合に、

30

40

50

前記正解態様にて停止操作が行われたことに応じて成立し得ることを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

複数の図柄を複数列に変動表示可能な変動表示手段（例えば、変動表示部）と、
当籤役を決定する当籤役決定手段（例えば、内部抽籤処理を行うメインCPU101）と

10

前記当籤役決定手段による決定結果と遊技者の停止操作とに応じて図柄の変動表示を停止
させる停止制御手段（例えば、リール停止制御処理を行うメインCPU101）と、

遊技者に有利な停止操作の情報を報知可能な有利状態（例えば、AT状態）を制御する
有利状態制御手段（例えば、第2の遊技機において各遊技状態間の移行を制御するメイン
CPU101）と、を備え、

前記有利状態は、前記有利状態の実行状態である第1状態（例えば、図36や図39に示す「AT状態」と、前記有利状態の延長可否決定を行うことが可能な第2状態（例えば、図36や図39に示す「ジャッジ状態」とを含み、

前記有利状態制御手段は、前記第1状態が終了した場合に前記第2状態に移行させること
が可能であるとともに、前記第2状態において前記有利状態を延長することが決定された
場合に前記第1状態に移行させることが可能であり、

20

前記第1状態では、特定付与条件の成立に応じて特定値（例えば、AP）を付与するこ
とが可能であって、前記特定値の累積した付与結果に応じた段階（例えば、Lv.0～Lv.
5）を設定することが可能であり、

前記第2状態では、設定された前記段階に応じた有利度合いで前記延長可否決定を行
うことが可能であり、

さらに、前記第1状態では、前記特定値の累積した付与結果にかかわらず、設定される前
記段階を最高段階とする旨を決定することが可能であり、

30

前記最高段階ではない前記段階として、所定段階（例えば、Lv.1）と、前記所定段階
よりも高い前記段階である特定段階（例えば、Lv.2）とを有し、

前記所定段階が設定された場合よりも、前記特定段階が設定された場合のほうが、前記第
2状態において前記延長可否決定が行われる機会が増加し得るように構成され、

前記停止制御手段は、前記当籤役決定手段が所定役（例えば、押し順ベル）を当籤役とし
て決定した場合、正解態様（例えば、正解押し順）にて停止操作が行われた場合には所定
数（例えば、9枚）の遊技価値が付与され得る図柄組合せ（例えば、「ベル」の図柄組合
せ）を表示させる一方、前記正解態様とは異なる態様にて停止操作が行われた場合には前
記所定数の遊技価値が付与され得る図柄組合せを表示させないことが可能であり、

前記有利状態は、前記当籤役決定手段が前記所定役を当籤役として決定した場合に前記正
解態様が報知され得る状態であり、

前記特定付与条件は、前記当籤役決定手段が前記所定役を当籤役として決定した場合に、
前記正解態様にて停止操作が行われたことに応じて成立し得ることを特徴とする遊技機で
ある。

40

この遊技機によれば、遊技性を高めることができ、遊技の興奮を高めることができる。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】削除

【補正の内容】

50